

税理士の方へ

平成31年（2019年）10月から

相続税申告の

e-Tax が始まります。

《対象年分》

平成31年分以降の申告が対象

※ 2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した方の申告

《対象帳票》

一般の場合に使用する
申告書（21 帳票）に対応

※ 詳細は裏面をご覧ください

《代理送信》

複数の相続人等（最大9名分）の申告書
をまとめて送信することが可能

《各種機能》

- 添付書類のイメージデータ送信
- 受信通知からの電子納税

など

税理士の方が
代理送信される場合

e-Tax イータックス ならこんな**メリット**があります！

納税者の電子署名を省略できます。

- ①税理士情報を入力し、
 - ②申告書データに税理士の電子署名を付し、
 - ③申告書データを送信する
- ことで、**納税者本人の電子署名を省略**することができます。



相続人等が複数いる場合
や遠隔地にいる場合でも
申告手続きがスムーズ♪

マイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

マイナンバー制度における「本人確認等書類」のうち、
「税理士証票の写し」の添付や
「納税者本人の番号確認書類」の添付が不要となります。



相続人等の本人確認
書類を添付する手間
が省ける♪

申告書の控えなどをデータで管理できます。

送信したデータや受付結果をファイルに保存できるため、
データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書(控)
などの保存スペース
の必要なし♪

対象帳票

21 帳票について、e-Tax で受付及び e-Tax ソフトでの作成・送信が可能となります。

相続税の申告書					
1	第1表	8	第6表 (未成年者控除額 障害者控除額 の計算書)	15	第11・11の2表の付表1
2	第1表(続)	9	第7表	16	第11・11の2表の付表1(続)
3	第1表の付表2(還付される税額の受取場所)	10	第8表	17	第11・11の2表の付表1(別表)
4	第2表(相続税の総額の計算書)	11	第9表(生命保険金などの明細書)	18	第13表(債務及び葬式費用の明細書)
5	第4表(相続税額の加算金額の計算書)	12	第10表(退職手当金などの明細書)	19	第14表
6	第4表の2	13	第11表(相続税がかかる財産の明細書)	20	第15表(相続財産の種類別価額表)
7	第5表(配偶者の税額軽減額の計算書)	14	第11の2表	21	第15表(続)

※ 税制改正等により、対象帳票(種類、名称など)を変更する場合があります(上記の申告書は平成31年3月末時点のものです。)

※ 納税猶予等の特例関係の申告書など、上記以外のものについてはe-Taxで受付をすることができません。

e-Tax に関する最新の情報は e-Tax ホームページに掲載しています。

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、
e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方
法及びよくある質問(Q & A)などの情報をお
知らせしています。

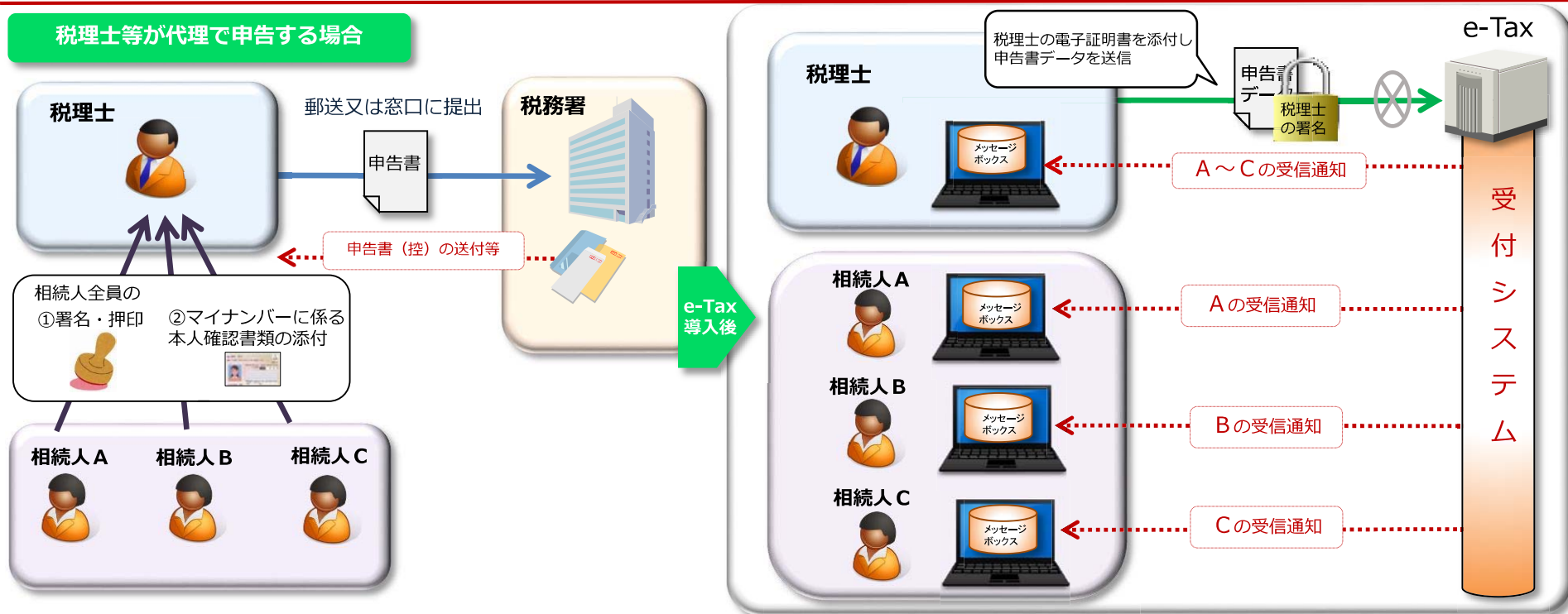
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

○ 相続税e-Taxを利用した具体的な申告方法

税理士等が代理で申告する場合



上記以外

